

長期優良住宅 認定申請手数料 (令和元年 10 月 1 日以降)

1. 当初計画の認定申請(新築しようとする場合)【法第 5 条第 1 項から第 3 項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査なし	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査あり	住宅性能評価書のみ 添付
一戸建ての住宅	45,000 円	6,000 円	16,000 円
共同住宅等			
500 ㎡以下	104,000 円	12,000 円	56,000 円
500 ㎡超 1,000 ㎡以下	164,000 円	21,000 円	89,000 円
1,000 ㎡超 3,000 ㎡以下	325,000 円	30,000 円	167,000 円
3,000 ㎡超 5,000 ㎡以下	583,000 円	56,000 円	286,000 円
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以下	1,002,000 円	96,000 円	439,000 円
10,000 ㎡超 20,000 ㎡以下	1,825,000 円	155,000 円	786,000 円
20,000 ㎡超 30,000 ㎡以下	2,608,000 円	191,000 円	1,072,000 円
30,000 ㎡超	3,195,000 円	203,000 円	1,297,000 円

2. 当初計画の認定申請(既存住宅に増改築しようとする場合)

【法第 5 条第 1 項から第 3 項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料	
	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査なし	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査あり
一戸建ての住宅	67,000 円	9,000 円
共同住宅等		
500 ㎡以下	157,000 円	18,000 円
500 ㎡超 1,000 ㎡以下	248,000 円	32,000 円
1,000 ㎡超 3,000 ㎡以下	489,000 円	45,000 円
3,000 ㎡超 5,000 ㎡以下	875,000 円	84,000 円
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以下	1,505,000 円	114,000 円
10,000 ㎡超 20,000 ㎡以下	2,739,000 円	234,000 円
20,000 ㎡超 30,000 ㎡以下	3,913,000 円	287,000 円
30,000 ㎡超	4,793,000 円	306,000 円

3. 変更計画の認定申請【法第 8 条第 1 項 (譲受人の決定を除く)】

住宅の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査なし	住宅性能評価機関の 事前の技術的審査あり	住宅性能評価書のみ 添付
一戸建ての住宅(新築しようとする際に認定を受けたもの)	23,000 円	3,000 円	8,000 円
一戸建ての住宅(増改築しようとする際に認定を受けたもの)	34,000 円	5,000 円	
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の 1/2 と増加する部分の床面積の合計について 1. の床面積の区分に応じた額		

※ 認定申請は住戸単位での申請になりますので、共同住宅等の場合は 1. 2. による額を申請戸数で除して得た額を一戸あたりの申請手数料とします。(100 円未満は切り捨て)

長期優良住宅 認定申請手数料 (令和 4 年 2 月 20 日以降)

1. 当初計画の認定申請(新築しようとする場合)【法第 5 条第 1 項から第 5 項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機関の 事前審査なし	確認書の添付あり	住宅性能評価書の 添付あり
一戸建ての住宅	45,000 円	12,000 円	12,000 円
共同住宅等			
500 ㎡以下	104,000 円	22,000 円	22,000 円
500 ㎡超 1,000 ㎡以下	164,000 円	36,000 円	36,000 円
1,000 ㎡超 3,000 ㎡以下	325,000 円	59,000 円	59,000 円
3,000 ㎡超 5,000 ㎡以下	583,000 円	95,000 円	95,000 円
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以下	1,002,000 円	145,000 円	145,000 円
10,000 ㎡超 20,000 ㎡以下	1,825,000 円	242,000 円	242,000 円
20,000 ㎡超 30,000 ㎡以下	2,608,000 円	306,000 円	306,000 円
30,000 ㎡超	3,195,000 円	348,000 円	348,000 円

2. 当初計画の認定申請(既存住宅に増改築しようとする場合)

【法第 5 条第 1 項から第 5 項の申請】

床面積の区分	住宅性能評価機関の 事前審査なし	確認書の添付あり
	一戸建ての住宅	67,000 円
共同住宅等		
500 ㎡以下	157,000 円	33,000 円
500 ㎡超 1,000 ㎡以下	248,000 円	53,000 円
1,000 ㎡超 3,000 ㎡以下	489,000 円	89,000 円
3,000 ㎡超 5,000 ㎡以下	875,000 円	142,000 円
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以下	1,505,000 円	217,000 円
10,000 ㎡超 20,000 ㎡以下	2,739,000 円	363,000 円
20,000 ㎡超 30,000 ㎡以下	3,913,000 円	459,000 円
30,000 ㎡超	4,793,000 円	521,000 円

3. 変更計画の認定申請【法第 8 条第 1 項 (譲受人の決定を除く)】

住宅の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機関 の事前審査なし	確認書の添付あり	住宅性能評価書の 添付あり
一戸建ての住宅(新築しようとする際に認定を受けたもの)	23,000 円	6,000 円	6,000 円
一戸建ての住宅(増改築しようとする際に認定を受けたもの)	34,000 円	9,000 円	
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の 1/2 と増加する部分の床面積の合計について 1. 2. の床面積の区分に応じた額		

※令和 4 年 2 月 20 日以降に、旧適合証及び住宅性能評価書(長期使用構造等である旨の記載がないもの)を添付された場合、令和 5 年 3 月 31 日までは旧手数料表により受け付けます。令和 5 年 4 月 1 日以降は原則受け付けできません。

※共同住宅等の手数料について

法第 5 条第 1 項に規定する区分所有住宅以外の共同住宅等の認定申請は住戸単位での申請になりますので、表 1. 2. による額を申請戸数で除して得た額を一戸あたりの申請手数料とします。(100 円未満は切り捨て)

4. 容積率の特例の許可【法第 18 条第 1 項】

法第 18 条第 1 項の規定に基づく容積率の特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 161,000 円
---------------------------------------	---------------------